

[事案 2024-336] 診断給付金等支払請求

・令和8年1月9日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、診断給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年2月中旬に2日間入院し、同月下旬に前立腺がんと診断されたため、令和5年7月に募集代理店を通じて契約したがん保険にもとづき、診断給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して診断給付金等を支払ってほしい。

- (1)令和5年2月下旬に前立腺生検を受け、その結果として、医師から「悪性所見なし」との説明を受けたため、自分のがんではないので、がん保険に加入することができると考えていた。
- (2)代理店の募集人に対し、がんの検査を受けていること、検査の結果、医師から「悪性所見なし」との説明を受けたことを伝えていた。また、本契約の告知をする際、保険に関わる文章は専門用語が多く素人には分かりにくかったため、同募集人と1つ1つ確認しながら記入した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、前立腺がん疑いにより、令和5年2月下旬に前立腺生検を受け、主治医から、その結果について「PSA 経過観察必要」等の説明を受けている。また、「悪性所見なし」とされた後の同年4月にもPSA検査を受けている。これらの事実が正しく告知されていれば、本契約を引き受けることはできなかった。
- (2)代理店の募集人は、申立人から、医師からPSA経過観察が必要と説明されていること、医師から令和5年4月に「前立腺がん疑い」との説明を受けていること等について、一切伝えられていない。また、同募集人は、告知の際、申立人に対して「経過観察中ではないか」などと繰り返し確認を行ったが、申立人がこれらを明確に否定したことから、申立人に告知を委ねており、同募集人に告知妨害や不告知教唆はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人および代理店の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。